

法律により、この飼育届は毎年、提出が必要です

記入例

様式第1号(第2条関係)

蜜蜂飼育(変更)届

提出日を記入。毎年、1月31日まで

2. 令和● 年蜜蜂飼育計画

7群へ増やす計画の場合、増やす見込み数。このケースで増やさない場合は5

佐賀県知事 様

現住所 佐賀県城内一丁目1番59号

氏名又は名称及び代表者氏名 蜂蜜 取太郎

電話番号 090-3284-0000

常時、連絡が取れる携帯が望ましい

可能であれば、位置情報(緯度、経度)
の記載をお願いします。

提出年の1月1日

養蜂 興法第3条第1項(第3項)の規定により、下記のとおり蜜蜂飼育(変更)届を提

1. 令和●年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数
佐賀県城内一丁目1番59号 (33.2494285, 130.2988725)	5 (うち日本蜜蜂 5)
可能であれば、位置情報(緯度、経度) の記載をお願いします。	
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)
＜花粉交配用の貸し蜂・売り蜂がある場合＞	(うち日本蜜蜂)
花粉交配用(苺) 貸し蜂 (佐賀市川副町、小城市)	(うち日本蜜蜂)
花粉交配用(梨) 売り蜂 (伊万里市)	(うち日本蜜蜂)
作物名と貸し蜂・売り蜂の 区別を記入してください	本蜜蜂)
作物名と貸し蜂・売り蜂の 区別を記入してください	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)
	(うち日本蜜蜂)

飼育場所	飼育予定最大計画蜂群数	飼育期間
佐賀県城内一丁目1番59号 (33.2494285, 130.2988725)	7 (うち日本蜜蜂 7)	1月 1日から 12月31日まで
	(うち日本蜜蜂)	1月 1日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	1月 1日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	1月 1日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	1月 1日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	1月 1日から 月 日まで
＜花粉交配用の貸し蜂・売り蜂がある場合＞		
花粉交配用(苺) 貸し蜂 (佐賀市川副町、小城市)	50 (うち日本蜜蜂)	10月1日から 5月31日まで
花粉交配用(梨) 売り蜂 (伊万里市)	10 (うち日本蜜蜂)	3月1日から 4月30日まで
	(うち日本蜜蜂)	1月 1日から 月 日まで

3. 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- 個人情報の利用目的都 県は、養蜂の振興(蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興)に必要な範囲内においてのみ利用する。
- 個人情報の安全管理措置 県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- 個人情報の第三者への提供 県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
ア 法令に基づく場合
イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者(蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県)並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。
- 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要に応じ緯度及び経度)を記入すること。
なお、地図の添付等でも可とする。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

・蜜蜂の飼育を行う者は、毎年、その住所を管轄する家畜保健衛生所を経由して都道府県知事にみつばち飼育届2部を提出することとなっています。

・お問い合わせは、畜産課衛生担当(TEL: 0952-25-7122)までお願いします。

